

沖縄県土木建築部における事後審査型一般競争入札の試行に関する取扱い

平成24年 3月30日
土企第 2679 号

[沿革] 平成24年10月26日土企第1694号改正、平成26年 3月31日改正

1 目的

沖縄県発注の建設工事に係る一般競争入札実施要領（平成6年7月27日付け土総第736号。以下「一般競争入札実施要領」という。）に基づき、電子入札システム（沖縄県電子入札運用基準（建設工事及び建設コンサルタント等業務）に基づく。以下「電子入札システム」という。）により実施する一般競争入札のうち、入札参加資格審査を入札執行後に行う方式（以下「事後審査型一般競争入札」という。）を試行するに当たり、要領に定めのあるものを除くほか、必要な事項を定めることを目的とする。

2 対象工事

契約担当者（沖縄県財務規則（昭和47年5月15日規則第12号）第2条第7号に規定する契約担当者（以下「契約担当者」という。）は、一般競争入札参加資格委員会（「沖縄県土木建築部一般競争入札参加資格委員会設置要領」に基づく。以下「資格委員会」という。）において、事後審査型一般競争入札を行う工事として決定したものについて、入札を実施するものとする。

3 入札の公告

契約担当者は、入札の公告に当たっては、当該入札が入札参加資格審査を入札執行後に行う方式であること及び電子入札案件であることを、入札公告にて周知するものとする。

4 入札の方法

事後審査型一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という）は、原則、電子入札システムにより入札書を提出するものとする。ただし、電子入札によりがたい場合は、紙での入札手続きによることができるものとする。この場合「紙入札方式参加承認申請書」（電子入札システム利用者にあつては「紙入札方式移行申請書」）を公告に定めるとおり提出しなければならない。

5 共同企業体資格審査申請書等の提出

沖縄県土木建築部特定建設工事共同企業体取扱要領に基づき、特定建設工事共同企業体を対象とする建設工事の場合は、公告に示す「特定建設工事共同企業体資格審査申請

書」に「特定建設工事共同企業体協定書」及び「委任状」を添付し、公告に定めるとおり提出しなければならない。

6 入札保証金の納付

沖縄県財務規則第100条の規定により、入札保証金を納めなければならない工事については、建設工事における入札保証に関する取扱要領（平成23年3月31日付け土企第2582号）に基づき、入札参加者は、公告に定めるとおり入札保証金を納めなければならない。契約担当者は、入札保証金の納付について詳細を公告にて周知するものとする。

7 入札書の提出

電子入札による入札参加者は、入札書及び工事費内訳書（以下「入札書等」という。）を入札締切日時までに、時間的な余裕を持って提出しなければならない。

また、紙入札による入札参加者は、工事費内訳書を電子入札システムによる入札締切日時までに、また、入札書を開札日時に発注機関の指定する場所に提出するものとする。

8 入札の辞退

5の共同企業体資格審査申請書等の提出後、都合により入札を辞退する場合には、紙入札による入札参加者は入札締切日時の前までに入札辞退届を郵送又は持参により提出することとし、電子入札による入札参加者については、入札操作を行わないことで辞退したものとみなす。

9 落札決定の保留

契約担当者（入札執行者）は、一般競争入札実施要領に基づき、予定価格の範囲内（最低制限価格を設定した場合は、予定価格と最低制限価格の範囲内）で有効な最低の価格をもって入札を行った者（以下「落札候補者」という。）があるときは、その者の入札参加資格を審査するため、落札決定を保留する旨を電子入札システムにより入札参加者に通知するものとする。なお、紙で入札する者には、開札時に落札決定を保留する旨、口頭で伝えるものとする。

10 落札候補者の決定

契約担当者（入札執行者）は、有効な最低の価格をもって入札を行った者を落札候補者として決定する。なお、有効な最低の価格をもって入札を行った者が2者以上いる場合は、電子入札システムの電子くじにより審査順位を定め、審査順位が1位の者を落札候補者とする。

契約担当者は、落札候補者及び必要に応じ審査順位が2位以降の者に対し、電子入札システムにより「入札参加資格確認申請書等提出依頼通知書」を送信するものとする。

ただし、紙で入札した者には入札参加資格確認申請書等の提出について「FAX送信票（別紙）」により連絡を行うものとする。

11 申請書等の提出

10後段の通知又は連絡を受けた者は、一般競争入札参加資格確認申請書（単体発注工事の場合は第3号様式(1)-②、共同企業体発注工事の場合は第3号様式(2)-②。以下「申請書」という。公告に添付されている。）及び資格確認資料（以下「申請書等」という。）を公告で定めるとおり提出しなければならない。公告に定める期限までに提出しない者は入札参加資格がないものとする。

12 入札参加資格確認申請書の受付通知

契約担当者は、電子入札で参加資格確認申請を行った者に対して、電子入札システムにより「入札参加資格確認申請書受付通知」を送信するものとする。

また、当該工事を所轄する主務課又は事務所（公告に記載する提出場所）において申請書を紙で受け付けた場合は、申請書の写しに受領した旨の印を押印し、当該通知に代えるものとする。

13 入札参加資格の審査

(1) 当該工事を所轄する主務課長及び事務所長は、10で決定した落札候補者より入札参加資格の事後審査を行うものとする。

(2) (1)の入札参加資格確認の審議の結果、落札候補者が入札参加資格を有しないものであると認められたときは、その者のした入札を無効とし、次に低い価格を提示した者（又は電子くじによる審査順位が次順位のもの）を落札候補者として入札参加資格を審査するものとする。なお、次に低い価格を提示した者が2者以上いる場合は、再度電子くじにより審査順位を定め、1位の者より順に審査を行うものとする。

当該工事の入札参加資格を有する適格者が確認できるまで順次、これを行うものとする。その際、新たに申請書等の提出を求める必要がある場合には、10後段の方法により行うものとする。

(3) 当該審査における資格の有無の確認は、申請書等の提出期限日をもって行うものとする。

(4) 契約担当者は、申請書等の提出期限日の翌日から起算して5日以内（沖縄県の休日定める条例（平成3年沖縄県条例第15号）第1条に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）に、当該審査における資格の有無の確認結果について資格委員会の審議を経るものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

14 落札者の決定又は入札参加資格不適格の決定

(1) 契約担当者は、13に定める入札参加資格の審査の結果及び15の(5)により、当該落札候補者が入札参加資格を有する適格者であると認めた場合は、落札者として決定し、落札者及び他の入札参加者に通知するものとする。

なお、資格が確認された適格者への資格確認結果の通知は、「落札決定通知」をもってこれに代えるものとする。

(2) 契約担当者は、落札候補者に入札参加資格がないと認めた場合は、当該落札候補者に対して電子入札システムにより入札参加資格がない理由を付して通知するものとする。ただし、紙で入札した者には「一般競争入札参加資格確認結果通知書（第5号様式）」により通知するものとする。

15 入札参加資格がない者に対する理由の説明等

(1) 契約担当者は、入札参加資格がない者に対して、資格がないと認めた理由を付すとともに、14(2)の通知をした日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内にその理由について説明を求めることができる旨、併せて通知する。

(2) 入札参加資格がない者がその理由について説明を求める場合は、契約担当者に対し書面により提出するものとし、郵送又は電送（メールやファクシミリ）によるものは受け付けないものとする。

(3) 契約担当者は、説明を求められたときは、説明を求めることのできる最終日の翌日から起算して5日以内に、説明を求めた者に対し、苦情処理要領に定める書面をもって回答するものとする。

(4) 契約担当者は、(3)の回答において、入札参加資格がないと認めた理由についての説明に不服がある場合は、回答を受け取った日から7日（休日を含まない。）以内に、再苦情の申立てを行うことができる旨、併せて通知するものとする。

(5) 契約担当者は、入札参加資格がないと通知した者に入札参加資格があると認められるときは、(3)の回答と併せ、資格委員会の審議を経て、落札決定の通知をするものとする。

16 その他

この取扱いに定めるもののほか、事後審査型一般競争入札の試行に関し必要な事項は、別に定めるものとする。